

平成30年度 第7回

福島県環境影響評価審査会 議事概要

(平成30年11月5日開催)

1 会議の名称

平成30年度 第7回 福島県環境影響評価審査会

2 日時

平成30年11月5日（月） 午後1時15分～午後4時

3 場所

福島県庁本庁舎3階 総務委員会室

4 議事

- (1) (仮称)砂欠山太陽光発電事業環境影響評価準備書について（事業者による説明、質疑応答等）
- (2) (仮称)八木沢風力発電事業環境影響評価方法書について（事業者による説明、質疑応答等）
- (3) (仮称)勿来四沢太陽光発電事業環境影響評価方法書について（事業者による説明、質疑応答等）
- (4) (仮称)白河市大信地区太陽光発電所建設事業環境影響評価書について（知事意見答申案）
- (5) (仮称)遠野風力発電事業環境影響評価方法書について（知事意見答申案）
- (6) 中間貯蔵施設の具体化について（事務局による現地調査結果等の説明）
- (7) その他

5 出席者等

- (1) 環境影響評価審査会
伊藤絹子委員、稲森悠平委員（審査会長）、遠藤菜緒子委員、川越清樹委員、木村勝彦委員、齊藤貢委員、高荒智子委員、濱田幸雄委員、山本和恵委員、由井正敏委員、須藤隆一専門委員 以上11名
- (2) 事務局
生活環境部次長（環境共生担当）塩見俊夫、環境共生課 課長 菅原加代子、副課長兼主任主査 鴨田美奈子、主任主査 國分作裕、副主査 新村博、副主査 小島央 以上6名
- (3) 傍聴者
一般14名、報道機関2名

6 議事内容

■開会

■議事録署名人の選出

稲森会長が高荒委員、濱田委員を指名し、全会一致で了承された。

■議事

- (1) (仮称)砂欠山太陽光発電事業環境影響評価準備書について（事業者によ

る説明、質疑応答等)

事業者が、同準備書の概要説明及び事前に審査会委員から出された質問に対する回答を行った後、質疑応答が行われた。その概要は次のとおりであった。

(由井委員)

希少猛禽類であるクマタカが事業実施区域内で営巣しているので、今後の保全対策をしっかりと行ってください。

質問番号8番の回答について。非公開資料109ページにある結果は12回の採餌行動のみであり回数は少ないということですが、平成30年にもクマタカが繁殖しているので、平成30年分のデータを用いて採餌行動の場所を把握し、発電所が稼働した後も、クマタカの採餌環境が確保されるか否かを評価書に示してください。

発電所の供用期間中は、少なくとも元の営巣木から半径500メートルから1キロメートル以内に人工巣を設置し、事後調査を実施してください。

サンバについては、事業実施区域内で採餌行動が確認されなかったということとで了解しました。

(高荒委員)

質問番号32番について。大雨等の際に土砂や濁水が流出しないようにすることという質問に対し、大規模な造成をせずに極力現地の地形を保つという内容の回答です。造成期間が1年半ほどありますので、この期間に大雨が降った時の土砂、濁水対策をしっかりと実施してください。

また、可能性は低いと思いますが、仮に事業実施区域内で森林火災が発生したときの対応マニュアルを整備し、周辺の山林に延焼しないようにしてください。

(事業者)

わかりました。対応マニュアルを作成し、評価書に掲載します。

(稲森会長)

先日、九州電力が一部の太陽光発電事業者に対して出力制御を行いました。太陽光発電事業で出力制御が頻繁に行われると事業の採算が合わなくなってしまうという内容が報道されていました。本件についても、固定価格買取制度のもとで健全に事業を進められるようにしてください。

(事業者)

事業者として、責任をもって事業を進められるように取り組みます。

(稲森会長)

他に質問がなければ本件の審議を終わります。

(2) (仮称)八木沢風力発電事業環境影響評価方法書について (事業者による説明、質疑応答等)

事業者が、同方法書の概要説明及び事前に審査会委員から出された質問に対する回答を行った後、質疑応答が行われた。質疑応答の概要は次のとおりであった。

(由井委員)

コウモリ類の質問に対する回答について。大穴鍾乳洞群にはコキクガシラコウモリが10,000頭未満ほど生息していて、コウモリ類は10キロメートルほど移動して餌を採りに行くと言われていています。本件の事業実施区域もコウモリ類の行動範囲に含まれるので、生息状況調査をしっかりと実施してください。

春、夏、秋に鍾乳洞に入ってコウモリ類の調査を行うことになっていますが、鍾乳洞内で越冬しているのか、渡りで移動しているのかを明らかにするため、可能であれば鍾乳洞の出入り口にコウモリが発する超音波を計測できるICレコーダーやバットディテクタを設置して実態を把握してください。

ヨーロッパやアメリカの調査では、コウモリ類のバットストライクのうち、約70パーセントが渡りの時期に発生しているという結果が得られていますので、渡りの実態を把握しておく必要があります。

発電所が運用開始された後も同様の事後調査を行い、渡りの時期にバットストライクの調査を行うことで、現地の実態を把握することができます。

鳥類の調査については、最新の方法であるテリトリーマッピング法(縄張り地図法)が採用されており、適切だと思えます。

(事業者)

わかりました。

(山本委員)

対象事業実施区域周辺は避難指示が解除されましたが、まだ住民が帰還していない状況だと思えます。住民説明会の際に、特に工夫したことがあれば教えてください。

(事業者)

飯舘村役場から、対象事業実施区域に最も近い八木沢集落を中心に説明会を行うよう指導があったので、八木沢地区の住民総会にて事業内容を説明しました。当時は配慮書の段階だったので、住民からは環境影響評価の手続きが進んだ段階でまた説明を求める意見がありました。今回の方法書段階では、住民総会の時期に合わないので、区長様に説明資料を郵送し、住民の方々に配布していただきました。

(山本委員)

わかりました。

(稲森会長)

井上専門委員からの放射線に関する質問と回答についても、しっかりと対応してください。

以上で、本件の審議を終わります。

(3) (仮称)勿来四沢太陽光発電事業環境影響評価方法書について (事業者による説明、質疑応答等)

事業者が、同方法書の概要説明及び事前に審査会委員から出された質問に対する回答を行った後、質疑応答が行われた。質疑応答の概要は次のとおりであった。

(須藤専門委員)

ゴルフ場の調節池を利用することはよいのですが、太陽光発電所になると土壌粒子率が変わるので調節池の容量が不足しませんか。

(事業者)

規定の小名浜地区の降雨強度式が変わっているので、事業計画をふまえて再計算を行い、検証します。

(稲森会長)

先日現地調査を行い、ゴルフ場を転用するので基本的に森林は伐採しないとのことですが、工事の際は濁水が発生する可能性があるので注意してください。

由井委員からご意見があればお願いします。

(由井委員)

鳥類についてはおおむね把握したとの回答がありましたのでこれで結構です。新たに森林を伐採しないのでゴルフ場に太陽光発電所を建設することはよいと思います。

平成3年からゴルフ場が開業したようですが、勿来県立自然公園が指定されたのは何年ですか。

(事務局)

自然公園の指定のほうがゴルフ場開業より先であると思いますが、確認します。(事務局注：後日確認の結果、当該自然公園の指定は昭和26年中と判明。)

(由井委員)

県立自然公園の中にゴルフ場が建設されたことは何か事情があるのかもしれませんが、県立自然公園条例等により普通地域に対する開発の規制はありますか。

(事業者)

普通地域で開発行為を行う際は、県地方振興局に相談して届出を出します。なお、対象事業実施区域の南側に存在する第3種特別地域では開発行為をしません。

(由井委員)

わかりました。次に、発電所内にパワーコンディショナを60台設置するようですが、これらが稼働するとアマチュア無線の電波が妨害されるという話を聞きました。これについて情報はありますか。

(事業者)

現時点では把握していません。

(由井委員)

何か分かれば後日教えてください。

本日1件目の(仮称)砂欠山太陽光発電事業では、発電電力約50メガワットでパワーコンディショナ17台であるのに対し、本件では発電電力29メガワットでパワーコンディショナ70台となっています。これは設備の違いによるものですか。

(事業者)

太陽光パネルメーカーにより仕様が異なります。弊社の場合、4台程度のパワーコンディショナを1セットとするので、全部で11セットになります。

(由井委員)

わかりました。

(山本委員)

太陽光パネルの廃棄時に関する記述があるのでよく検討されていると思います。将来、大量の太陽光パネルが寿命を迎えて廃棄される際に、パネルに含まれる有害物質の問題等により廃棄物処理が間に合わないのではないかと懸念されています。現在の太陽光発電業界内において、廃棄物処理に関する体制がどうなっているのか教えてください。

(事業者)

弊社が設置する予定の太陽光パネルは30年間の性能保証があるので、台風による被害等がない限り、できるだけ長期間使用します。国内で太陽光パネルをリサイクルできる業者は数社しかないのが現状ですが、これから増加していくものと考えています。

(山本委員)

今お話しされた内容も含めて、調査して判明したことや把握した内容を図書に記載しておくようにしてください。

(事業者)

今後はそのようにします。

(由井委員)

本件の造成に関する土量はどの程度ですか。

(事業者)

概算ですが、切土盛土で約25万立方メートルです。

(由井委員)

わかりました。

(川越委員)

水質の調査方法について、流れの状況を「目視観察」するとありますが、目視では不正確なので、流量計等を使って測定してください。また調節池に注ぐ水路のデータも測定すればよりよい事業計画になると思います。

(事業者)

蛭田川窪田観測所のデータを閲覧する計画です。「目視観察」ではなく「閲覧」とすべきでした、失礼しました。

(濱田委員)

敷地の北側に環境騒音の調査地点がありますが、その場所から住宅は見えませんか。

(事業者)

環境騒音の調査地点からは、住宅を視認できます。ゴルフ場敷地境界から最近接住宅までは100メートル未満ですが、10メートル近くの高低差があります。また、パワーコンディショナの設置予定地から住宅までは100メートル以上距離があります。

(濱田委員)

わかりました。

(稲森会長)

各委員の意見等をふまえて適切に対応してください、以上で本件の審議を終わります。

(4) (仮称)白河市大信地区太陽光発電所建設事業環境影響評価書について(知事意見答申案)

審査会委員等からの意見をふまえて作成した答申案について、資料に基づき事務局から説明を行った。委員の修正意見をもとに内容を修正し、修正案の了承については会長一任とされた。

(稲森会長)

本件は、福島県内の太陽光発電事業計画で最も環境影響評価の手続きが進んでいる案件です。質問があればお願いします。

(由井委員)

資料12の表題には「準備書に対する意見」とありますが、評価書ではないですか。

(事務局)

準備書ではなく、評価書の誤りです。失礼しました。

(稲森会長)

今回の知事意見をうけて事業者が評価書を作成し、事後調査を実施することになりますが、その内容確認はどうするのですか。

(事務局)

事業者が事後調査報告書を作成し、県や市町村に報告しますので、その時点で内容を確認します。また県環境影響評価条例に基づき、事業の許認可権者に対して県知事意見に配慮するよう求めることができ、適正な対応がとられていない場合、許認可権者が不許可とする場合もあります。

(由井委員)

「5 動植物・生態系について」の(3)において、「小型哺乳類を対象とする巣箱法による現地調査を追加すること」とあるので、知事意見で事後調査を課すことになりそうですね。

(事務局)

はい、そのとおりです。ただし県条例では事後調査報告書に対して意見を述べることはできません。

(稲森会長)

事後調査は重要な位置づけになっているので、内容をしっかり確認する必要があります。

(須藤専門委員)

条例に基づく対応ができないとしても、行政指導によって対応できるはずで
す。

(稲森会長)

県知事意見の意見が適切に反映されているか否かの確認は非常に重要なこと
なので、行政指導による対応も検討してください。

以上で本件の審議を終わります。

(5) (仮称)遠野風力発電事業環境影響評価方法書について (知事意見答申 案)

審査会委員等からの意見をふまえて作成した答申案について、資料に基づき
事務局から説明を行った。委員の修正意見をもとに内容を修正し、修正案の了
承については会長一任とされた。

(須藤専門委員)

答申案についてはこれでよいと思いますが、方法書の内容が不完全なので、
準備書で修正するように求めることが必要です。

また、本事業の近隣にも風力発電所の計画があるので、先行している計画や
事業との関係もふまえて評価することを求める文章があればよいと思います。

さらに、以前から申し上げていますが、今後も事業計画が増加することを考
えると、戦略的アセスメント (SEA) の導入を検討していただきたい。

(事務局)

「1 総括的事項 (5)」に、近隣の事業者と情報を共有して環境影響評
価を実施することを求めています。表現を変えるべきですか。

(須藤専門委員)

表現は変えなくてもよいですが、事業者に適切に対応するよう口頭で指導す
ればよいです。

(事務局)

承知しました。

(稲森会長)

以上の議論をふまえて事業者に適正に対応するよう求めてください、以上で本件の審議を終わります。

(6) 中間貯蔵施設の具体化について(事務局による現地調査結果等の説明)

平成30年10月9日(火)に実施した現地視察の状況報告を行った。

(稲森会長)

現地調査の際、環境省福島地方環境事務所の担当者に対し、放射線の防護措置を確実にとったうえで、放射性物質濃度が高い土壌が存在する地域で事業を行う場合の土壌の取り扱い方法を質問しました。環境省担当者の回答は、所有者が同一の土地間での移動であれば問題ないとのことでした。

(須藤専門委員)

中間貯蔵施設内で事故等が発生した場合は、県に連絡が来るようになっていきますか。

(事務局)

県には、中間貯蔵施設環境安全委員会という組織があり、稼働状況や環境保全措置等について報告を受ける体制になっています。

(須藤専門委員)

環境影響評価条例の適用除外を決定した環境影響評価審査会及び環境共生課にも、同様の報告をもらうようにしたほうがよいと思います。

(稲森会長)

そのようにしましょう。以上で本件の審議を終わります。

(事務局)

追加資料1(新ごみ焼却施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する福島県環境影響評価条例第20条第1項の意見に係る答申案)について、前回の審査会の後に文章を修正したので確認いただき、ご意見があれば後ほどお知らせください。

(7) その他

今後の予定について

各事業における環境影響評価の手続きの今後の予定について、事務局から説明を行った。

■閉会